

令和2年度 第1回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 令和2年7月10日(金) 14時00分～15時35分
場 所 八戸市庁別館2階 会議室B・C
出席委員 10名 安部委員、浮木委員、慶長委員、堤委員、石橋委員
鈴木委員、中山委員、二村委員、辺田委員、榎本委員

●司会：定刻となりましたので、ただ今より「令和2年度 第1回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。

●司会：はじめに委嘱状の交付を行ないます。

《市長から委員に委嘱状交付》

●司会：それでは、ここで市長より、ご挨拶を申し上げます。

●市長：それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、皆様には、「八戸市男女共同参画審議会」の委員をお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当市では、平成13年に、すべての人が性別にかかわらず、個性と能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、八戸市男女共同参画基本条例の制定や男女共同参画都市宣言を行い、意識啓発や人材育成、子育て支援の充実などに取り組んで参りました。

平成28年10月には、「第4次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くための基本目標として、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会」、「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会」、「男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会」の3つを掲げ、各種施策を実施しております。

また、当基本計画は、女性活躍推進法に基づく、女性活躍の推進計画を兼ねるものであり、当市では、企業の一般事業主行動計画策定の支援を行うとともに、女性チャレンジ講座やロールモデルPR事業などの実施により、女性が活躍できる職場環境づくりの促進に努めてまいりました。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等においては、ワーク・ライフ・バランスや男女の固定的役割分担等についての再考に繋がったとの声がある一方で、DV被害や経済の停滞など、男女間を取り巻く環境も大きく影響を受けております。

このような情勢を鑑み、現計画の事業の進捗管理や、次期計画である第5次八戸市

男女共同参画基本計画策定に向けては、国が示す新しい生活様式への柔軟な対応や、きめ細かな男女共同参画の視点が必要であり、当審議会の役割はますます重要になってくるものと認識しております。

委員の皆様におかれましては、当市の男女共同参画推進のため、それぞれの知識や経験に基づく幅広い見地から、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

●司会:続きまして組織会に入らせていただきます。それでは、審議会規則に基づき、会長、副会長を選出していただきますが、会長が選出されるまでの間、暫時、市長が仮議長を務めさせていただきます。

《市長が仮議長席に移動》

●市長:それでは、会長が決まるまでの間、私が議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。さっそく会長、副会長の選出に入りますが、八戸市男女共同参画審議会規則第3条第2項によりますと、会長、副会長は委員の皆様の互選により定めることとなっております。
どなたかご推選はありませんか。

●委員:前期の第8期と第9期に務められた経験がありますので、会長は堤委員にお願いし、副会長は、慶長委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

●市長:ただ今、会長に堤委員、副会長に慶長委員とのご推選がございましたが、いかがでしょうか。

《委員賛成》

●市長:異議がないようでございます。それでは、会長に堤委員を、副会長に慶長委員を選任することに決定いたしました。
堤会長、慶長副会長、どうぞよろしくお願いいたします。
これで、私の職務は終わらせていただきます。
ありがとうございました。

●司会:ここで、市長は公務のため、退席させていただきます。

《市長退席》

●司会:それでは、堤委員は会長席に、慶長委員は副会長席にお移り願います。
《会長、副会長席に移動》

- 司会：ここで改めまして、委員の皆様をご紹介いたします。

《委員紹介》

- 司会：ただいまご紹介いたしました10名の委員で、今後2年間男女共同参画の推進に関する施策の審議などを行っていただきます。

- 司会：それでは、ここで会長から、一言ご挨拶をお願いします。

- 会長：あらためて、ご挨拶させていただきます。前期に引き続きまして、今期、会長ということで仰せつかりました。こうして新しい新任委員をお迎えして、一同に集まれないのではないかと考えていたので、こうして集まれることになって、大変ありがたいなというふうに思っております。また、この2年、第10期ですね、皆さんの協力のもと、審議会の方を盛り立てていっていければと思っておりますので、どうぞ皆様2年間よろしく願いいたします。

- 司会：ありがとうございました。
副会長から、一言ご挨拶をお願いします。

- 副会長：皆さん、こんにちは。私は、はちのへ女性まちづくり塾生の会の代表をしております。今回皆さんに資料が配付されて、私たちのこの会の名称ですぐにもう理解していただけたかと思いますが、男女共同参画の方の事業の一番最初に女性の人材育成でできた会で、あれからずっといろんな活動をして、資料のとおり女性の会から始まって、都市宣言したり、公募でいろんな男女をテーマとしたフォーラムの開催とか、情報誌の編集とかでずっと携わってきました。これも本当に皆さまのおかげでここまで来れたと思っております。今回また3期連続で皆さんと一緒にこういう場にいられたことがとても嬉しくて、私ができることを精一杯やらせていただきたいと思います。皆さんぜひ一緒にやりましょうということで、皆様よろしく願いいたします。

- 司会：ありがとうございました。
続いて、事務局職員の紹介をいたします。

《事務局職員紹介》

- 司会：ここで、総合政策部長、総合政策部次長は、他の用務のため、退席させていただきます。

《総合政策部長、総合政策部次長退席》

●司会：それでは、議事に入ります前に、お配りしております資料のご確認をお願いします。

- ・次第
 - ・委員名簿
 - ・席図
 - ・資料1 八戸市男女共同参画審議会について
 - ・資料2 第5次八戸市男女共同参画基本計画の策定に係るアンケートの実施について
 - ・資料3 八戸市の男女共同参画事業の概要について
- ・男女共同参画社会とついたクリアファイル、その中には、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の冊子」と男女共同参画社会を考える情報誌「WHTH YOU」をファイルしております。

また、本日の追加資料といたしまして、

- ・市民向け及び事業所向けアンケート 1部ずつ
- ・労働局からのリーフレット 4種
- ・事前質問票 2部

以上となりますが、資料の不足はございませんか。よろしいでしょうか。

●司会：それでは、これより議事に入ります。
ここからは会長に、進行をお願いします。

●会長：それでは、議長を務めさせていただきますのでご協力のほどよろしくお願い致します。

まず、議事に先立ちまして会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

●事務局：本日は、あらためましてよろしくお願い致します。

まず、会議の公開の説明の前に、本日の会議は、委員10名全員がご出席ですので、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは会議の公開について、ご説明いたします。これより、着座にて失礼いたします。

審議会は、八戸市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、「会議の公開」と「会議録の公開」をすることとしております。

また、会議の公開につきましては、傍聴席を設けることとしております。

本日は、お申込みがございませんでしたので、傍聴者はございません。

会議録の公開につきましては、ホームページ上で公開しておりますので、本日の会議の内容も会議録を作成し、同様に公開したいと考えております。

公開にあたりまして、取り扱いは、

- 1 委員の皆様の名簿を「八戸市男女共同参画審議会委員名簿」として公開させていただくほか、審議会が開かれるごとに、会議録に出席者名を掲載させていただきます。
- 2 ただし、発言者は特定せず、「会長」「委員」とだけ表示いたします。
- 3 会議録は、委員の皆様からご確認をいただいた後に公開いたします。
- 4 市役所窓口の情報開示請求があった場合には、会議録を文書で開示いたします。以上でございます。

●会長：会議は原則公開になっておりますが、会議録の発言者は特定せず、「会長」、「委員」とだけ表示し、個人名を出さないところが多いようです。皆さん、よろしいでしょうか。

●会長：それでは、事務局案のとおりでお願いします。

●会長：本日は、第10期の委員として委嘱され、今回はじめての審議会となりますので、事務局から、あらためて、審議会の概要や男女共同参画事業の概要について説明いただいた後に、委員の皆様からご質問等があれば、受けるというような形で進めていきたいと思っております。

まず、報告事項(1)八戸市男女共同参画審議会について、説明をお願いします。

●事務局：それでは、「八戸市男女共同参画審議会について」ご説明いたします。お手元の、資料1「八戸市男女共同参画審議会の概要について」をご覧ください。当審議会は、「八戸市男女共同参画基本条例」第17条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成14年度から設置しております。下段に、参考として、設置根拠である条例第17条の抜粋を掲載しておりますので、のちほどご覧ください。

次に、4の、審議会の主な役割といたしましては、男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策および重要事項についての調査審議と、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討いただくことであり、主には、皆様に配付しております、緑の冊子の「第4次八戸市男女共同参画基本計画」に登載している事業の進捗状況について、調査審議し、市長に対する意見書をまとめることが主な役割となります。

5の、これまでの主な審議内容についてですが、男女共同参画基本計画の策定に関することや、基本計画の進捗状況などについて、ご審議いただいております。

6の、委員の皆様任期についてですが、本日から、2年間となっております。

次に、7の委員の構成は、条例第17条第5項において、委員定数は15人以内と規定されており、今期は、皆様にお配りしております「第10期委員名簿」のと

おり、知識経験者、事業者からの推薦者、関係行政機関、公募の計 10 名の皆様をお願いしております。

最後に、8 の今後の審議会の予定についてです。

次回は、10 月上旬に「第 4 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況」等について、ご審議いただくことを予定しております。

以降の審議会の開催につきましては、第 5 次基本計画の策定に備え、基礎資料とするためのアンケートを実施し、その結果等がまとまり次第の開催を考えております。と言いますのも、当初、今年度中にアンケートの実施結果などについてご審議いただくことを想定していたものですが、今般の感染症の影響により、社会情勢が大きく変化していることから、7 月上旬に実施を予定しておりました、「市民及び事業所を対象としたアンケート」の実施を、現在、見合わせている状況にあります。

このような状況から、アンケートの実施時期によっては、今年度の予定として、当初見込んでおりました 3 回目の審議会が、次年度への開催へと、ずれ込むことも想定されます。

このため、資料における開催回数に関しましては、令和 2 年度から 3 年度において、通算 6 回から 7 回程度と掲載させていただいております。

以上で、報告事項 (1) 八戸市男女共同参画審議会の概要についての説明を終わります。

●会長：ありがとうございます。ただいまの説明に対し、ご質問等ありませんか。

●会長：よろしいでしょうか。

それでは続いて、報告事項 (2) 第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の策定に係るアンケートの実施について、説明をお願いします。

●事務局：それでは、資料 2 をご覧ください。

これより、「第 5 次八戸市男女共同参画基本計画の策定に係るアンケートの実施について」ご説明させていただきます。

こちらの資料は、今年 2 月開催の審議会において、第 9 期委員の皆様には一度ご説明差し上げていたものですが、一部に変更が生じたことから、今回、第 10 期の新任委員の皆様へのご説明を兼ねまして、あらためて取り上げるものです。

まずは、アンケートの概要についてご説明しますと、令和 4 年度から始まる第 5 次の基本計画を策定するにあたり、男女共同参画に関する意識や実態等について、市民及び市内事業所を対象に、それぞれ調査把握し、今後の課題をとらえて、基本目標や施策へ反映することを目的として実施するものです。

2 の調査概要及び変更事項について、ご説明いたします。

調査地域は、市民、事業所とも市内全域としており、対象者及びサンプル数は、市民が市内在住の満 18 歳以上の男女それぞれ 500 人ずつ、事業所については、市内に本社または支社を置く従業員が 30 人以上である 300 事業所としております。

次に抽出方法についてですが、第4次基本計画策定の際に実施したアンケートと同様に、市民アンケートにおきましては、年齢階層別に無作為抽出としており、事業所アンケートにおいては、住民税の事業所台帳より、全ての業種からサンプルを入手できるよう、業種別の割合を考慮しつつ、無作為抽出としておりました。

ここで、お手元に配付しておりました、事前質問票を合わせてご覧ください。委員から事前に質問をいただいておりますとおり、今回、事業所の抽出対象に、社会福祉法人を加えた理由といたしましては、事業所が課税法人ばかりではないことに着目したものです。非課税法人である社会福祉法人を対象に加え、対象の裾野を広げることで、より正確なデータに近づけたいと考えました。

非課税法人には、学校法人やNPO法人など、ほかにも種類はある中、社会福祉法人を対象に加えた理由についてですが、社会福祉法人に関しましては、国が見える化を進め、情報開示のシステムを確立しているため、データの入手が継続的に可能であると判断したためです。

そのほかにも、社会福祉法人は、育児や介護等の社会福祉施設等を運営しておりますが、福祉人材確保のため、青森県もサービス認証制度を設けるなど、よりよい職場環境の整備を進めており、比較的女性の多い職場としても、データとして有効と考えました。

ここで、表の説明に戻りますので、調査方法の欄をご覧ください。調査方法は郵送による配付及び回収を予定しております。

主な調査内容につきましては、男女共同参画の用語や市の事業の認知度など、意識調査に留まらず、周知に繋がったり、コロナ禍で深刻化しつつあるDVに関する相談先なども掲載し、情報提供のツールとしても活用を見込んだ内容としております。

アンケートの詳細につきましては、お手元に市民向けと、事業所向けのアンケートのサンプルを配付しておりましたので、後ほどご覧ください。

最後に実施時期についてです。こちらにつきましては、先ほど審議会の今後の予定で申しあげました通り、社会情勢を見計らって実施することとし、現在のところ、未定としております。

従いまして、今回のアンケート実施に係る変更事項は、④の抽出方法と⑦の実施時期の2点になります。

以上で報告事項(2)第5次八戸市男女共同参画基本計画の策定に係るアンケートの実施についての説明を終わります。

- 会長：ありがとうございました。ただいまの説明に対し、ご質問等ありませんか。
- 会長：続いて、報告事項(3)八戸市の男女共同参画事業の概要について、説明をお願いします。
- 事務局：それでは、資料3の八戸市の男女共同参画事業の概要について、ご説明する前に、ここで少しだけアイスブレイクをしたいと思います。
表紙のコロナの終息を唱えておりますキャラクター、皆様、ご存じでしょうか。

こちらは、八戸のイメージマスコットキャラクターである「いかずきんズ」の、「妖怪アマビエ」版、「アマビエずきん」です。

江戸時代から疫病除けとして伝説のある「妖怪アマビエ」あらため「アマビエずきん」にあやかり、新型コロナウイルス感染症の終息を願って、表紙に使用してみました。

資料3の表紙をめくっていただきまして、「目次」をご覧ください。

これからご説明する内容についてですが、

まず、「概要」といたしまして、現計画に至るまでの歩みや、計画の内容などについて解説した後に、「実施事業」として、市民連携推進課で現在実施中、または、これまで実施してきた事業について、「意識啓発事業」と「人材育成事業」に分類し、掲載事項に沿って、今年度の事業の実施予定についても、説明していきたいと思っております。

1ページをご覧ください。1の「男女共同参画社会」についてですが、法の第2上、市条例の前文でそれぞれ定義されている男女共同参画社会の意味について掲載しております。

次に、2の「条例の制定」についてですが、当市では、平成13年9月に、市の男女共同参画の推進に係る基本理念等を定めた条例を制定しております。

基本理念として、青い囲みのおり、男女の人権の尊重と、能力が発揮できる機会均等の確保をはじめとした、5つを掲げております。

また、条例における、各主体の責務についてですが、当市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施することを責務としており、市民は推進の寄与と、施策への協力に努めなければならないこととされております。

また、事業者におきましても、体制の整備への積極的な取組や、施策への協力に努めなければならないこととされております。

2ページをお開きください。

3の「男女共同参画都市宣言」についてですが、平成13年6月に、八戸市議会において、「男女共同参画都市宣言」を全会一致で決議し、同年10月には、八戸市公会堂にて開催の「男女共同参画宣言都市記念のつどい With you」において、当時の市長と実行委員長が宣言文を読み上げております。下は、それぞれの宣言内容を掲載したものです。

3ページに参りまして、4の「男女共同参画基本計画の策定」についてです。市では、平成8年度に、男女共同参画社会をめざすはちのへプランを策定し、これを第1次計画と位置づけました。

以降、これまで4次にわたって計画を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画事業の推進を図ってきております。

次に、5の現計画である「第4次八戸市男女共同参画基本計画」について、説明いたします。

第4次となる計画は、男女共同参画社会の実現に向け、次の3つを基本目標に定めております。

1. 固定的な「性別役割分担意識」にとらわれない多様な生き方を可能とする社会
2. 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会
3. 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会
以上となります。

次に4ページをお開きください。

施策の体系についてですが、こちらは、3つの基本目標を達成するための施策の基本方向と、実施施策をまとめたものになります。

計画では、16施策、102事業について、市関係各課で取り組んでいくこととしております。具体的な事業の説明は割愛させていただきますが、お手元にございます緑の冊子の13ページ以降の事業一覧において、具体的な事業名及び事業内容を掲載しておりますので、後ほど、ご覧ください。

なお、赤い囲み部分につきましては、女性活躍推進法に基づく、基本方針を勘案して、八戸市域での、女性の職業生活における活躍についての「推進計画」を策定することが努力義務となっていることから、現計画である第4次の男女共同参画基本計画の一部については、男女共同参画の計画と女性活躍推進法の推進計画を、合わせて策定しているものです。こちらについては、緑の冊子の3ページに掲載されておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、5ページをご覧ください。

ここからは、市民連携推進課で実施中、または、これまで実施してきた事業について、ご説明いたします。

まず、「意識啓発事業」の「意識啓発講演会」についてですが、平成4年度から継続して実施しているもので、著名な講師を招いて、男女共同参画について考える機会を提供する講演会を開催しております。

昨年度は、世代・トレンド評論家である牛窪 恵（うしくぼ めぐみ）さんを講師に、「新しい価値観で男女が、地域が、社会が変わる！」と題しての講演をいただいております。入場者数は384名にのぼりました。

当事業は、平成11年度から、市民大学講座の幅広い市民集客を見込み、例年八戸市教育委員会 社会教育課が開催している八戸市民大学講座、全18回講座から、1講座分の日程を提供いただき、意識啓発を図って参りました。

しかしながら、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民大学講座の全日程が中止になったことから、当課といたしましても、これまでと同じ形での事業実施は、難しいと考えており、現在、多くの市民の意識啓発が図れるよう、ほかの実施の方法について検討しているところです。

こちらにつきましても、お手元の事前質問票を合わせてご覧ください。

この事業においては、委員より意見をいくつかをいただいております、事前に皆様へお伝えするだけでよいとの了解をいただいておりますので、一つ目をここでご紹介させていただきます。

意識啓発講座について

「市民大学講座の中の一コマでやることで、より多くの市民に参加してもらえる

ので、とても良いと思います。けれども、開催実績の表を見ると、講師の知名度によって、入場者数が大きく差が出ていると感じます。講師選びは苦勞するところでしょうが、ぜひ多くの市民に参加してもらえるような講師を選んでほしいと思います。」とのご意見をいただいております。

事務局といたしましても、貴重なご意見は、今後の参考として、取り組んで参ります。

続きまして、6ページをお開きください。

次は、皆様のお手元に参考資料として実物をお配りしております、(2) 男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」の発行についてご説明いたします。情報誌「WITH YOU」は、毎年、市民への男女共同参画意識の普及啓発を図るため、10月と3月の年2回発行し、商業施設やイベント等で配布しているもので、内容としましては、イクボス宣言の企業や「父親コミュニティの活動」などを取り上げております。

今年度につきましても、男女共同参画や女性活躍の話題などを取り上げ、例年通り発行予定で、現在準備を進めております。

次に7ページをご覧ください。

(3) は平成13年度から23年度にかけて実施しておりました、「市民企画事業」の実績一覧になります。

次に下段に参りまして、(4)「学校教育関係者等研修会」についてご説明いたします。

こちらは、子どもたちに直に接し、指導する立場にある教職員等の男女共同参画に対する理解を深め、男女平等を推進する教育内容の充実を図るため、市教育委員会と共催で、主に、小中学校の教職員を対象に研修会を実施しているものです。

講師やテーマについては、市教育委員会と協議して教育現場のニーズにマッチするものを選定しております。

この事業においても、委員より、事前にご意見をいただいておりますので、ここでご紹介させていただきます。

学校教育関係者等研修会について

「参加率が97%で、年々上がっていることは、素晴らしいことだと思います。教育現場の先生にまず理解していただき、これからの社会を担う子どもたちに、男女共同参画の視点を伝えてほしいと思います。」とのご意見をいただいております。

8ページをお開きください。

平成30年度から今年度までの3か年企画として、「LGBTの児童生徒への適切な対応、教育相談の在り方について」と題し、30年度には、市内小・中学校の生徒指導主任主事、令和元年度には校長と受講対象を変え、実施しております。今年度については、対象を教頭とし、秋頃の開催を予定しております。

次に9ページをご覧ください。

平成24年度から毎年度作成して参りました、(5)「教員向け啓発パンフレット」

についてご説明いたします。

こちらは、子どもたちの男女共同参画に関する理解促進のため、指導にあたる教職員に対し、男女共同参画の理念等の周知と浸透を図るため、パンフレットを作成し、配付するものです。これまで、小中学校の全教員のほか、幼稚園、保育園、高校、高専、大学の教職員に配付して参りました。

資料にあるテーマ欄の年度につきましては、当課でパンフレットを作成した年で掲載しており、翌年に配付したものです。

この事業については、平成 30 年度に実施した市民アンケートの結果によると、「家庭」「職場」「地域」「学校」のそれぞれにおいて、「男女間の平等や責任分担が進んでいない」と、回答した割合が、家庭、職場、地域と比較して、学校は 5%程度と格段に低くなっており、この結果については、令和元年度においても同様だったことや、学校教育関係者等研修会のアンケート結果などからも、学校現場における男女共同参画意識が浸透していることが伺えることから、令和元年度の配布を以って完了としております。

次に 9 ページの下段に参りまして、平成 22 年度から実施しております、(6)「トーキングカフェ」についてご説明いたします。

こちらは、各分野で活躍している女性たちと市長とが公開での意見交換会を実施し、活躍する女性をロールモデルとして紹介することで、女性の、「キャリアアップ意欲の向上」を図るものです。

10 ページをお開きください。

10 ページから 11 ページに掛けて、これまでの実績を掲載しておりますが、平成 30 年度から、市民協働グループのハチカフェオフサイトミーティングと共同実施とすることで、まちづくりへの参画を促進する目的も加え、昨年度は、「若者マチナカ会議」と題しましてイベントを開催いたしました。

その内容につきましては、ゲストそれぞれに話題の提供をいただいた後、イベント参加者が市長を交え、まちの魅力について語り合う形で実施いたしました。

今年度につきましては、社会情勢も視野に、昨年と同様のスタイルでの開催の可否も含め、11 月末の実施に向け、現在検討しているところです。

次に、11 ページから 12 ページに掛けて掲載の(7)「ロールモデル PR 事業」について、ご説明いたします。

この事業は、仕事と家庭生活、地域活動等を両立するなど、ワーク・ライフ・バランスを実践し、自分らしい生き方をしているロールモデルを紹介することで、「キャリアデザインの形成」や「働き方を考えるきっかけ」としてもらい、市民や企業におけるワーク・ライフ・バランスの実践を促進しているものです。

これまでの実施内容につきましては、一覧のとおりとなりますが、12 ページに掲載のとおり、「WITH YOU」及び市ホームページ、広報はちのへ裏面の連載記事、BeFM のラジオ番組において、「性別を問わず幅広い年齢の方」や、「仕事や子育て、地域活動、趣味など多様な両立の組み合わせの方」を、紹介しております。

次に 12 ページの下段をご覧ください。

(8) 女性活躍推進事業についてご説明いたします。

こちらは、労働人口が減少する中、女性活躍が企業の成長を導く「重要な戦略」となっていることから、中小企業における一般事業主行動計画の策定を支援することで、女性活躍の必要性の理解や意識醸成、更には就業環境の改善を図り、企業における女性活躍を推進する事業です。

これまでの実績につきましては、13 ページのとおりですが、昨年度は、主に中小企業における女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の必要性の理解や、策定促進を目的として、本日ご出席の委員が支部長を務めていらっしゃる、「青森県社会保険労務士会八戸支部」に、訪問説明及び計画策定支援業務を委託し、実施しました。

こちらの事業に関しましては、先般の女性活躍推進法改正により、女性の登用などに関する行動計画の策定義務の対象が拡大されたことから、今年度は、企業に対し、自主的な計画策定を促すための制度周知や、女性活躍の事例紹介などにより、引き続き制度の促進に努めて参りたいと考えております。

こちらの法改正等のお話に関しましては、せっかくの機会ですので、後程、青森労働局様から情報提供いただく予定です。その際には、よろしくお願いたします。

14 ページをお開きください。

次に「その他の啓発事業」についてご説明いたします。

こちらの事業につきましては、イベント等において、男女共同参画に関する意識啓発や意識調査等を実施しております。昨年度は、市中心街で開催される「はちのへホコテン」にブース出展し、来場者の、クイズへの参加を通じ、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの理解、普及を図るとともに、パネルアンケートによる意識調査を実施したほか、商業施設やスポーツイベントに出向いて、啓発ティッシュを配付しました。

こちらについても、委員から事前にご質問いただいております、その他の啓発事業についての、「今年度の活動実績」につきましては、現在のところ、「はちのへホコテン」が開催された場合、昨年同様の形で、8月、9月の出展を予定しておりますが、事業の実施につきましては、今後の社会情勢や、感染予防に努めながら、啓発等を行っていきたいと考えております。

ちなみに、配布したクリアファイルは、第4次計画の注目指標である「男女共同参画社会」の用語の周知徹底を図ることを目的とし、昨年、「はちのへホコテン」にて、クイズの参加者に配付したのになります。

次に 15 ページをご覧ください。

ここからは、「人材育成事業」についてご説明いたします。

(1) は、平成 13 年度から 19 年度にかけて実施した、「はちのへ女性まちづくり塾」の内容になります。ちなみに、本日ご出席の委員は、事業の修了生でいらっしゃいます。

(2) は、平成 20 年度、21 年度に実施した「男女共同参画支援事業」の内容になります。

ます。

次に、15 ページ下段をご覧ください。

(3)「女性チャレンジ講座」についてです。

この事業は、平成 22 年度のプレ事業を経て、23 年度から登録制により、実施しております。

働く女性の地位向上に必要なビジネススキルの習得により、職場等における女性の活躍と、積極的登用の促進を図ることを目的としております。

また、参加者同士の、職業や業種を越えたネットワーク構築を図るものです。対象は、20 代から 40 代の女性で、29 年度から、八戸圏域の町村で働く方及びお住まいの方も対象としております。

16 ページをお開きください。

受講形態は 2 年間の登録制で、定員は 50 人程度。毎年その半数程度が修了し、翌年に半数程度を募集するといった、1 年ごと、半数入れ替え制とすることで、より多くの受講生との交流を図っているものです。

想定される効果としましては、受講者はビジネススキルの向上などを、また、事業所等においては、女性活躍による組織の活性化などとしております。

また、市といたしましては、新たな女性人材を育成し、審議会等委員就任による市政への女性の参画を想定しているものです。

16 ページから 17 ページが受講者や修了者のデータとなっております。

全講座数の概ね 7 割以上の出席者には、修了証書を交付しております。17 ページから 19 ページが、これまでの開催してきた講座の実績内容となります。

なお、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、通常の連続講座の開催は休止としました。しかしながら、代替案として、公開講座のみの実施を予定しております。

この公開講座とは、単発の講座で、登録受講生とは別に募集し、講座を体験受講いただくことにより、次年度以降の受講生の確保や、事業の P R のために、例年行なっているものですが、今年度は、受講対象に、今年度受講が休止となった、第 9 期生を参加できるようにし、継続受講者である 9 期生への講座の補てんも従来の目的に加え、開催したいと考えております。

公開講座の開催時期等につきましては、情勢を見計らいながら、秋から冬頃の開催を予定しております。

さて、この事業においても、委員より、事前にご意見をいただいておりますので、ここでご紹介させていただきます。

女性チャレンジ講座について

「受講者数が公募より事業所推薦が増えていることは、事業所の理解が深まった、必要性を感じてきているということなのではないでしょうか。とても良いことだと思います。」とのご意見をいただいております。励みにさせていただきます。

以上、述べてきました通り、今年度の事業につきましては、総体的に、コロナ禍や新しい生活習慣に柔軟に対応していかなければならない状況であることから、事

業によっては、現時点においても、その実施時期や、実施方法について、検討段階にある事業もございます。

「事業概要の説明」の最後に、委員より、女性の人材育成についてご意見をいただいておりますので、ここで皆様にお伝えさせていただきます。

女性の人材育成について

「今回、このような素晴らしい資料を提供していただきまして、今までの事業内容等がとても分かりやすく、とても良かったと思っています。

私が最近感じていることは、少子高齢化社会を迎えて、力ギになるのは40～50代の女性ではないかと思っています。子育ても一段落して、自分の生き方を模索しているのではないかと思います。

地域を支えているのは高齢者が多いと思いますが、これからの地域を支えるのは、40～50代の女性に期待したいと思っています。

そこで、ぜひこの世代を対象とした、講座とかフォーラムとかできたらいいなあとと思っています。私の要望です。」以上の意見が寄せられております。委員、ありがとうございました。

報告事項(3) 八戸市の男女共同参画事業の概要についての説明は以上となります。

- 会長：大変、本当にお疲れ様でした。委員もいろいろご意見ありがとうございました。今の(3)について、委員の皆様、ご質問等ありませんか。本当に何でも。何かわからないことがありましたら、最後の方にでもどうぞ。
- 会長：それでは、次第の6の「その他」に移りますけれども、委員の方から情報提供・ご案内ということで、よろしく願います。
- 委員：最初に時間をいただいて、ありがとうございます。私ども労働局におきましては、今年度の重点施策の中では、新型コロナウイルス感染症に関わる対策が最優先となっております。本日、参考までに新型コロナウイルス感染症関連も含めた資料をお手元にお配りしておりますので、少しご紹介させていただきたいと思います。
まず、労働局におきましては、全国の労働局に新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口を2月の14日から設置し対応してまいりました。青森労働局における相談状況をみますと、6月末現在で、6,000件を超える相談が寄せられております。その主な内容につきましては、雇用調整助成金に関する相談が約8割、事業主からの相談が8割ということで、新型コロナウイルスの感染症の影響で休業などの雇用調整が必要な事業所において、労働者に休業手当を支払った場合、その一部を助成する制度でございますが、この助成金についての相談が、最も多く寄せられております。
一部、解雇や雇止めなど深刻な相談が寄せられている中で、労働局といたしましては、まずは、この雇用調整助成金を利用いただきながら労働者が辞めることのないような雇用の維持を最重要課題ということで、労働局全体で、また関係団体にもご協力いただきながら、事業主の方の支援に取り組んでいるところでございま

す。

先般、国の第二次補正予算において、休業手当が支給されないような事情の労働者のために、新たに休業支援金が創設されたところでございます。その他、新型コロナウイルス感染症関係の新たな助成金制度がございまして、一部ご紹介させていただきます。まずは1点目、お手元の資料にございます「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置と助成金制度」でございます。

皆様ご存じない方もいらっしゃると思いますが、妊娠中の女性労働者、新型コロナウイルス感染症に感染する恐れがある、リスクが高い業務についていらっしゃる方については感染への不安や心理的なストレスが母体にも影響する恐れがあるということで、医師、助産師の方から、業務を変更した方が良いですねとか、休業が必要ではないかというような指導を受けた場合に、事業主は医師の指導に従って、適切に対応することが義務化されております。

対象期間は、今年5月7日から来年の1月31日までが対象ということで措置が義務化されております。医師からの指導内容につきましては、2枚目をご覧くださいければと思うのですが、従来から均等法では母性健康管理指導事項連絡カードを利用して、医師等からの証明をしていただいて、事業主に伝達するような仕組みもできております。休業となった場合、無給であっても法律上問題ないのですけれども、できるだけ安心して労働者の方が休めるようにということで、次のページ3枚目をご覧くださいまして、これが新たに設けられました、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理の措置」について事業主が有給休暇制度を整備いたしまして、実際に労働者が休業を取得した場合に事業主に対する助成金ということで創設されたものでございます。こちら6月15日から申請受付を開始しているところでございます。

その裏面の方ですね、こちらは2月からスタートしている助成金ですが、小学校の休業が求められていた時期に、保護者の方のお休みが必要だということで、有給扱いで休んだ場合にですとか、その下にございますのが、介護離職防止ということで、デイサービスなどの介護サービスが利用できない状況になった時に、こちら有給扱いで休暇を与えた場合に出る助成金なども設けられているところでございます。労働局といたしましては、これらの助成金をご活用いただきながら、コロナ感染症に対応する企業への支援ということで、取り組んでいるところでございます。

2点目は、先ほどご説明の中にもございました「改正女性活躍推進法」に関する資料も、本日お配りさせていただきました。こちらの方も昨年法律が成立しまして、女性活躍推進法そのものは、平成28年から施行されて4年が経過したところでございますが、まだ日本は国際的にみても、女性の活躍が遅れている状況の中で、今回の法改正がなされたところでございます。

主な改正点は4点ございまして、1点目が1ページ目にもございますように、労働者301人以上の企業は、行動計画を策定することが義務化されておりますが、数値目標につきましては、これまで一項目のみでよろしかったのですが、今回の改正におきまして、この4月以降、計画を作られる企業さんについては、2つの区分

から、それぞれ1項目以上選択して、2項目以上の数値目標を定めていただく必要がございます。その2つの区分というものが①と②、それぞれから項目を選択して数値目標を定める必要がございます。

2ページ目をご覧くださいと思います。2点目は、今年6月以降ですけれども、こちらは大企業301人に関しましては、計画を策定するだけでなく、女性の活躍状況に関する情報公表が義務付けられております。

こちらの方も、それぞれの区分から1項目以上選択して、2項目以上公表することが義務付けられております。

3ページ目ですね、こちらが、八戸市さんでも昨年度協力いただいたところですが、行動計画策定が努力義務となっている企業さんについて、令和4年4月以降は、行動計画の策定義務が、101人以上の企業に拡大されることとなります。

義務化まで2年間ございますけれども、できるだけ早めに、長期的な視点で、人材確保のためにも取り組んでいただいて、助成金制度なども見直しされて活用しやすくなっておりますので、事業主の方への周知、働きかけについて引き続きご協力いただければと思っております。

それから4つ目の変更が4ページ目でございますが、これまで「えるぼし」認定制度だけでございましたけれども、「プラチナえるぼし」認定制度が新たに創設されたところでございます。こちらは、えるぼし認定を受けた事業主が、さらに行動計画の目標を達成し、その取組が優良であるなどの一定の基準を満たした企業が認定されるものでございます。全国の状況をお知らせいたしますと、えるぼし認定は、全国で1056社、青森県内で7社、うち八戸市内の企業は2社ということで、認定を受けていただいております。

それから、300人以下の届出企業は全国的に低調で、なかなか届出が進んでいない状況ですが、青森県内の届出企業51社の中では八戸市内の企業から多く届出いただいております。やはり市の事業の中で、個別企業訪問による働きかけを行うなど八戸市さんに力添えいただきながら支援していただいた成果ということで、感謝しているところでございます。

そして最後に、またこちら新しい法律の改正ですけれども、ご承知の通りパワーハラスメント防止についても、各企業さんの課題と思いますが、セクハラ対策、マタハラ対策と同様に、パワーハラスメント対策につきましても、大企業には今年6月から、中小企業につきましては、令和4年4月1日から義務化ということで、今年も説明会を開催しながら周知をしていく予定でございましたが、やはりコロナ感染症の関係で、説明会を延期しているところでございまして、効果的な方法、手段を活用しながら、是非、八戸市さんの方にもご協力いただきながら、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、時間が長くなってしまって申し訳ありませんが、情報提供させていただきます。

●会長：非常に有意義な情報提供、ありがとうございました。その他の方はござい

せんか。

皆様から今いろいろ情報提供がございました。今の新型コロナウイルスの影響のお話もいろいろ出ておりますけれども、せっかくですので、委員の皆様方から、一言ずつ、それぞれの知識や経験に基づく見地から、今こういう状況ですよとか、こういったことが起きてますよとか、そういったことを情報共有ということで、一言ずつ頂戴できればと思います。

- 委員：さきほど、感想ばかりで申し訳ないですけども、本当にわかりやすい資料で、私は古いので、資料をみて、走馬灯のようにもう浮かんできたんですけども、本当に、新型コロナウイルスで、ホコテンでのPRできるかなと心配ですし、事業者さんたちもすごく女性チャレンジ講座に人を出してくれるとか、少しずつ動いている実感があって、嬉しいなと私的には思っています。若い人たちもちろん大事だし、今、地域でシニアの人たちも必要となってきますが、だからこそ、今から40代から50代の人たちを育てて、少子高齢化になった時に、もっとその人たちが潤滑油のようになって、地域を支えてくれたらいいなという、私の希望的感想で、そういう人達を掘り起こして、そういう意識を持ってもらえるようなことをやると地域が潤ってくるのではないかなと思っています。よろしくお願いします。以上です。

- 委員：連合の方でも、こういった新型コロナウイルスの感染症に関する問題等の労働相談や、三八地協でも三春屋さん前のところで街宣行動をしているのですが、やはり本人を含め、知らないことが結構多かったです。なかなかこういった情報というのが、市民や女性の方にも行き届いておりません。

今はネット社会ですので、検索すればわかるような状況になってはいますが、今後、私たちも労働者の方向から、相談があった場合には、専門的な先生にバトンタッチすることで解決することも多い一方で、女性が働きやすいようにするためには、私たちも情報公開と周知、どのようにしていったらよいかということはいつも模索しながら、せっかくこんな良い情報があるので、もっと活用できればいいなと思っています。ちょっと感想になってしまいましたけれども、今後ともよろしくお願いします。

- 委員：先ほど労働局から、情報提供いただいたことも、今日初めて「女性健康管理措置」というものもお聞きしましたが、いろんなコロナ禍の中で、いろんな助成金とか制度ができてはいるのですが、なかなかそれが周知されていないといえますか、自分から積極的に情報を得ないというものは受けられないという方がたくさんいるなということは感じております。ですので、私たちのような発信できる者が、多くの方々に情報提供できるようお役に立ちたいなと感じました。

以上です。

●委員：前期に続いて、今期もよろしくお願ひいたします。私どもは、政府系の金融機関で、いわゆるコロナ対策においては、3月になって安倍首相がおっしゃった、中小企業の皆さんへの資金繰り支援、実質、無利子無担保融資の実施において、窓口が混乱状態になりまして、大分ご迷惑をお掛けしました。まだ都市部では、ご相談が多くなっていて、ご迷惑をおかけしているところもあるのですけれども、八戸市、青森県においては、需要も一服、落ち着いてきたというところでは、私どもが制度の取扱を始めた以降に、民間金融機関さんも同様の制度で5月に取り扱いを開始したということがあるのと、青森県においては、感染についても少し落ち着いたというところもあるのかなと思います。一方で事業所の方は、これから従来の経済活動に戻るにはなかなか難しいということもありますので、資金繰り支援だけではなくて、本日ご案内のあった助成金などについても、窓口のご案内させていただきたいと思ひますし、市の男女共同参画事業についても、例えば啓発講座や人材育成事業などの情報がありますので、事業者にしっかりとご案内をしていきたいと思ひます。今期もよろしくお願ひいたします。

●委員：現在、小学生、幼稚園、保育園に行く子供がいます。夫に休みがなく、コロナの状態、子どもたちとずっと家にいて、育児と家事と仕事を両立する大変さ、制度を利用したくてもできない現状とか、そういったものとかを発信というか、気づきぐらいしかできないですが、そういった点で、皆さんと話していい八戸になって行けばと思ひています。

小さい子供の時から男女共同参画社会の必要性を伝えていく事が、一番大事なのではないかと思ひているところでは、これから2年間よろしくお願ひします。

●委員：男女共同参画に関して、いろいろ私の思ひもたくさんあるので、話し始めるとたぶん長くなりますので、職業柄2点に絞ってお話ししたいと思ひます。

昨年度末までは、すべての雇用に関する問題は、人手不足という波ですべてが解決すると思ひていました。少子化による人手不足ですね、どんどん新卒者の減っていく、十年後には、今の半分以下の学生しか卒業しないという時代が確実にやってくるわけでありまして。それを事業者の皆さんにお伝えして。実は、6年前から高齢者の雇用支援という業務にも携わっていて、一年に80社ほど回っているのですが、そういう人口減少の話をする、非常にびっくりして、人手不足対策をしなければならぬということ、若い人たちに頼ってられない、高齢者、65歳過ぎていても元気な人であれば働いてもらいたいという点とともに、女性をはじめとする、いわゆる非正規雇用者と呼ばれている、パートタイマーであるとか有期雇用、いわゆる派遣社員ですとか、そういった人たちの待遇をどんどん良くしていかないと雇用を維持できない、守っていけない、要するに待遇を良くしないと他の会社に逃げられてしまうわけですからね。そういう労働市場の大改革がこれから行われていって、優秀な社員を確保して、事業の持続的な発展を図るために、雇用の維持というのが大前提となりますので、有効求人倍率も1.1倍をはるかに超える時期が続

いておりましたので、非常に楽観的に考えておりました。

ところが全く予測していない、まさかこんなことが起こるとは思わない、新型コロナウイルス感染症を前にして、一斉休業しなければならないという、こんなに経済がガタガタになるとは感じております。それまではハローワークに行っても、求職者というものは、閑古鳥が鳴いている、一日何人くればいいんだろうというような、末端の職を探す機会もすごく増えていたのですが、今は結構混み合っていますね。今後もこれは続くのだろうかと思います。

2つ目が、昨年までの社会保険労務士会としての、八戸市からの委託事業によって、一般事業主行動計画の策定に向けての企業訪問というのを、2年間手掛けさせていただきました。

やはり説明をすると「それはいいことですね」と言って、「ならば、一般事業主計画の策定までやってみようか」という事業者も多かったのですが、要するに情報量が全然足りないのですね。これも今回の新型コロナウイルス感染症に関係あるのですが、雇用調整助成金という言葉が耳にタコができるくらい、要するにマスコミを巻き込むにはどうしたらよいかという、内閣府、政府大臣などを巻き込んでどんどんそういうことを言ってもらおうと。そうすると、コロナの関係で休むと雇用調整助成金をもらえるという、一方的な話が入ってくるのですよね。

ところが、今回、休業手当を払って初めて助成金がもらえるのに、簡単に説明するために、休むと雇用調整助成金がもらえる短絡的に考え、ただ休ませればもらえるというように簡単に考える事業主さんも多くて、そういう問い合わせがハローワークに連休の4月の末のあたりから、連休明けくらいまで、非常に多くて、その対応に追われて天手古舞だったと思います。そこで難しいと。申請書類を作り上げるのが非常に厄介。あの時は私たちも専門家とはいえ、非常にこれは難しい書類だと、まともには作れないなあという部分があったのですけれども、それが国民の大きな批判、マスコミも難しいとそういう圧力がかかって、どんどん簡単になっていったのです。今やネット上で開くと、エクセルの表が出てきて、ポンポンと自動計算をしてくれる。我々の専門家の知識はもうありません。誰でも素人でも簡単にできる。あそこまで簡単になった。やっぱりそういう国民の声というものが、政治家を動かし、行政も動きますから、こういった男女共同参画も、国民の大きなうねりにならないと、うまい具合に行政の方までいかないだろうなと。そういう制度ができれば、一般の国民の人たちもすぐ理解して、いい方向に行くのではないかと。うふうに今は考えております。

今回のコロナ、非常に大きな影響を受けて、非常に私は残念に思っていますが、現実起きてしまったので、なんとかこれを乗り越えなくてはなりません。

一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

- 委員：今期もよろしくお願いいたします。策定に当たるアンケートに、今度、社会福祉法人も加えるということで、非課税法人の方からも、いろんなことを聞いてみるということだと思います。社会保険労務士さんもおっしゃったとおり、人材不足

ということで、福祉、保育の業界もしかりでございます。社会福祉法人では、人が来てもらうために、社会福祉法人としてのサービス認証制度や、くるみんとか、そういう制度にアタックして、自分の事業所は良い事業所ですよとPRをしています。

また、広報誌もかなり刷って、地域での認知度を上げるため、いろいろ努力しているところがあります。やはり努力しているところは功を奏していると思います。特に介護・保育の職場では、女性が多いわけですから、このように取組を進めていくことが必要であり、社会福祉法人のみならず全事業者、そういう雰囲気をも自分たちで作っていければ、いわゆる男女共同参画社会というものが、進んでいくのかなと感じております。まずは、よろしく願いいたします。

- 委員：よろしく願いいたします。今回から初めて参加ということで、私はこの男女共同参画というのが初めてなので、皆さんの話についていくことを目標としたいと思います。コロナの影響と言いますと、やはり大学の方もコロナの影響で少し休みになりました。私には小学校の息子がおりますが、その間、小学校も休みだったので、職場に子どもを連れて出勤していたということもありました。ただ職場はそれを正式に認めているわけではなかったもので、正式に子どもを職場に連れていける環境になればと思っておりました。

また最近では、名前を見ると男性ですけれども、見た目ですとか、声とかが女性という学生がおります。LGBTに対応しなければならぬ学生が他にもおまして、そういう視点からも、こちらの活動に携わらせていただきたいと思っております。

私の専門は、バリアフリーとかユニバーサルデザインです。仙台の地下鉄には、東西線という新しい地下鉄ができましたけれども、そこに男女兼用トイレというのがあります。多目的トイレのことですけれども、ダイバーシティとかユニバーサルデザインですとか、多目的トイレとかは、今後必要になってくると思います。そういうハード面、また、ソフト面に関しても関わらせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

- 会長：みなさん、それぞれのお立場で大変いろいろ、貴重な情報提供等ありがとうございます。皆さんのお話を聞いても私も分からないことがたくさんあって、プラチナえるぼしも私今日初めて失礼ながら知りまして、申し訳ございません。委員がおっしゃるように、私たち、この審議会の場で、いろんな事業を様々審議する場でもありますけれども、こうしてお互いのこと、情報を色々得られますし、やっぱりそれぞれ委員の皆様が地域・職場に戻った時に、それぞれで情報発信することがとても大事だというふうに思います。このメンバーで、10人のメンバーで、2年間ぜひ進めて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

- 会長：それでは、ちょっと時間過ぎましたが、事務局から最後何かございませんで

しょうか。

- 事務局：委員の皆様、本日は、委員の皆様、長時間にわたりまして、貴重なご意見、情報提供等いただきまして、大変ありがとうございました。
次回の第2回男女共同参画審議会の開催についてでございますが、皆様の日程を調整していただきました結果、10月1日木曜日、場所はですね、YSアリーナの大会議室を予定しております。また、市民アンケートにありまして、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況」などについてご審議いただく予定と考えております。なお、詳細につきましては、あらためて文書にてお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。
- 会長：それではこれで、本日、予定の案件はすべて終了いたしましたので、進行を事務局へお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。
- 司会：堤会長、ありがとうございました。
最後に、皆様にお配りしておりました資料のうち、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の冊子」の緑色の冊子、及び「WITH YOU」については、前期の第9期委員の皆様にご配りしているものでございますので、必要の無い方は、そのままお席に残してお帰りください。
これをもちまして、令和2年度第1回男女共同参画審議会を終了いたします。
皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。